

第2号様式（第12条関係）

令和6年度 第4回大和市個人情報保護審査会 会議要旨

1 日 時 令和7年1月6日（月） 午後2時00分から

2 場 所 大和市役所 会議室棟 101 会議室

3 出席者 久保博道会長、篠田優里委員、関根孝子委員、佐藤直大委員

4 欠席者 柴田憲司委員

5 傍聴人数 0人

6 次 第

（1）会長あいさつ

（2）報告事項

①保有個人情報に係る事故発生状況報告

【健康福祉部健康福祉総務課】

②保有個人情報に係る事故発生状況報告

【こども部こども総務課】

③保有個人情報に係る事故発生状況報告

【こども部ほいく課】

（3）議 題

保有個人情報一部開示決定に対する審査請求について（諮問）

【No. 28 案件：市民課】

(4) その他

7 議事要旨

報告事項

① 保有個人情報に係る事故発生状況報告【健康福祉部健康福祉総務課】

(担当課が入室、説明)

会 長 A氏宛ての郵便物に2人分の支給決定通知書が封入されていたのか。

担 当 そうである。

会 長 B氏宛ての郵便物はどのような状態だったのか。

担 当 10月1日時点では郵便物はB氏に届いていなかった。事故の発覚後、改めて郵送を行った。

委 員 郵送されなかった分、封筒は余らなかったのか。

担 当 郵便局からも、空の封筒があるとの報告はなかった。また、通知書の印刷等を委託した事業者による最終チェック時にも送付予定であった封筒4066枚が確認されている。空の封筒があった事が推察されるが、現在まで報告はあがっていない。

委 員 枚数は重さではかるのか。その他、枚数を確認する手作業はないのか。

担 当 人手を介在させることによるチェックミスをなくすため、機械による重量チェックを実施している。封入封緘作業について、委託事業者には実績が多数あり、本件のような事故の発生はここ2、3年の中で初めてのことであった。しかし今回の事故発生を踏まえ、今後は機械による重量チェックに加え、完成品の目視をダブルチェックとして取り入れる。

担 当 また、封筒及び紙(A4)の重さは均一であり、1通あたりの重さが全て等しいため、重量から枚数を計算することが可能である。委託事業者から郵便局への提出の際、その重量は郵便物4066通分であった。

委 員 支給決定通知書は確実にA4の紙だったのか。

担 当 そうである。

会 長 支給決定通知書の内容について、記載されている金額は人によって異なるものなのか。

担 当 異なるものである。

委 員 A氏とB氏の情報はリスト内で隣なのか。

担 当 そうである。

会 長 支給決定通知書を封筒へ入れるのは機械なのか。

担 当 そうである。

委 員 機械の正確性に問題はないのか。

担 当 他の事業では本件のような事故は起きておらず、実績もあるため、機械によるチェックの正確性は問題ないといえる。

また、通常であれば、機械にエラーが生じた際に運転が停止される仕組みになっているため、本件におけるエラーの特定に苦慮している。再発防止の手段として、先述のとおり、機械の作業を人による目視という形でダブルチェックを行う。

会 長 その他の文書等についての封入封緘作業はどのようなになっているのか。

担 当 封入封函機は委託事業者に一台あるのみである。そのため、多くの部課が利用していると考えられる。

会 長 分量が少ない時は手作業で行うこともあるのか。

担 当 作業量に応じた方法をとっているため、分量によっては手作業で行う場合もある。

(担当課が退室)

② 保有個人情報に係る事故発生状況報告【こども部こども総務課】

(担当課が入室、説明)

会 長 本件において誤廃棄をしたのは何枚か。

担 当 1枚である。

会 長 事故に係る本人の数が2名であるという報告について説明を求める。

担 当 申請者本人と本人が養育している児童の計2名の個人情報が対象である。

会 長 当該申請書は対象者本人によって記載がなされているのか。

担 当 そうである。

委 員 本件における事務処理の手順は通常の手順と異なるものだったのか。

担 当 却下案件として通常どおり事務を進めていたが、2 件のうち 1 件の却下処理を中断した。その後、もう 1 件の案件について再度起案を行った。その際に不要となった書類をまとめて廃棄、その中に却下処理を中断した当該書類が含まれていた。

委 員 元の却下案件 2 件のうち、1 件は廃棄してよいものであったのか。

担 当 2 件とも廃棄してはいけない書類である。1 件は却下案件として起案に使用するものであり、もう 1 件は却下にはあたらないものとして、対応が決まるまで保管する必要があった。

(担当課が次の事案について説明)

委 員 FAX の機械における送信先を選択する操作に誤りがあったのか。

担 当 そうである。機械に登録済みの宛先を複数送信先として設定してしまい、そのことに気づかず送信してしまった。

委 員 機械に設定された宛先とは、どのように表示されるものなのか。

担 当 モニター画面に FAX 番号が表示される。また、送信後も履歴で番号の確認が可能である。

委 員 送信前に確認する手段はないのか。

担 当 当該事故の発生は短縮ダイヤルの登録作業と FAX の送信作業を同時に行ってしまったことに起因する。通常であれば短縮ダイヤルはボタンの下に宛名の記載があるため、送信先を確認することが可能である。本件については空き番号のダイヤルだと勘違いし、複数回押してしまった。

委 員 送信後の確認は行っていないのか。

担 当 送信後は液晶画面に送信完了と表示されるのを確認している。その際に送信内容全体の確認は行っていない。

委 員 書類の送付方法は FAX によるものが主流なのか。

担 当 メールでの送付が可能なものについてはメールを用いている。本件のように、押印がなされているものが欲しいといった場合に FAX を用いる。

委 員 書類の PDF 化は行わないのか。

担 当 保育園等だとメールを用いた場合、連絡の確認が遅れる場合がある。そのため FAX を用いた書類の送付を行うことがある。

委 員 FAX 送信の際、ヒューマンエラー防止のために 2 人体制で作業を行っていたとのことだが、当該職員 2 名は FAX の操作に不慣れな者だったのか。

担 当 普段の操作については問題なくマニュアルどおりに行っている。本件については、普段行わない短縮ダイヤルの設定作業を行ってしまったためミスが発生してしまった。

委 員 使用している FAX は特殊な機械なのか。

担 当 多機能なものではなく、一般的な機械である。

委 員 1 回の書類の読み込みで、複数個所に送信が可能なのか。

担 当 可能である。

委 員 本件事故において登録を試みた送信先の短縮ダイヤルは作成したのか。

担 当 作成は行っていない。

(担当課が退室)

③ 保有個人情報に係る事故発生状況報告【こども部はいく課】

(担当課が入室、説明)

会 長 ライクキッズ株式会社の規模はどれくらいのものなのか。

担 当 県内において保育所等を運営している事業者である。大和市においては保育所ではなく、病児保育施設を運営している。近隣の市である藤沢市、横須賀市等でも保育所を運営している。

委 員 事故に係る本人の数について、詳しい説明を求める。

担 当 事故に係る本人の数とされている約 1200 名は、本市における事故に係る本人の数である。また、この約 1200 名には実際に大和市病児保育室ほかほかを利用している方のほかに、保育室利用の事前登録者も含まれる。

委 員 これまでの登録者全員が該当するのか。

担 当 利用可能年齢の対象外となった方のデータは自動的に削除されるため、本件事故の対象者は現時点で保育室を利用可能な登録者のみである。

会 長 保有個人情報等の安全管理措置は実施しているのか。

担 当 委託契約の際に保有個人情報等の安全管理措置の必要性については周知している。

委 員 ランサムウェアによって攻撃され、復元できなかったデータについてはどのように処理しているのか。再度取得等を行ったのか。

担 当 閲覧ができなくなったのは保育室が本部に対し業務の報告として送付したデータに限られ、ネットワークを介していないデータについては残存している。

(担当課が退室)

議 題

保有個人情報一部開示決定に対する審査請求について

【No. 28 案件：市民課】

(審査請求案件につき非公開)

以上